

山形県立米沢女子短期大学学則

	平成21年4月1日学則第1号
改正	平成22年3月26日学則第1号
改正	平成23年3月22日学則第1号
改正	平成24年3月19日学則第1号
改正	平成25年4月1日学則第1号
改正	平成25年10月9日学則第2号
改正	平成26年3月20日学則第1号
改正	平成27年4月1日学則第1号
改正	平成28年4月1日学則第1号
改正	平成29年4月1日学則第1号
改正	平成30年4月1日学則第2号
改正	平成31年4月1日学則第2号
改正	令和2年4月1日学則第1号
改正	令和3年4月1日学則第2号
改正	令和4年4月1日学則第1号
改正	令和5年4月1日学則第2号
改正	令和6年3月5日学則第2号

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	学科、学生定員及び修業年限（第3条・第4条）
第3章	学年、学期及び休業日（第5条—第7条）
第4章	教育課程（第8条—第10条）
第5章	履修方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業（第11条—第18条）
第6章	資格等の取得（第19条・第20条）
第7章	入学、退学、転学及び休学（第21条—第31条）
第8章	賞罰（第32条・第33条）
第9章	授業料等の徴収（第34条）
第10章	職員組織、教授会及び名誉教授（第35条—第38条）
第11章	学生部及び事務局（第39条・第40条）
第12章	図書館及び研究所（第41条・第42条）
第13章	科目等履修生、特別聴講生及び公開講座（第43条—第46条）
第14章	寄宿舍（第47条）
第15章	委任（第48条）
	附則

第1章 総則

（目的）

第1条 山形県立米沢女子短期大学（以下「本学」という。）は、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技能を身に付け、着実に社会を支える女性の人材を育成するとともに、地域に根ざした短期大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、並びに本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況その他必要な事項について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の実施について必要な事項は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学に置かれる学科及び本学の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
国語国文学科	100人	200人
英語英文学科	50人	100人
日本史学科	50人	100人
社会情報学科	50人	100人
計	250人	500人

(修業年限及び在学年数)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 後期において、学長が必要と認めるときは、学期の始期前に授業を行うことができる。

(休業日)

第7条 本学における休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 開学記念日 10月30日

(3) 学長が別に定める学年始休業、夏期休業、冬期休業及び学年末休業

2 学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 教育課程

(1年間の授業期間)

第8条 授業を行う期間は、年間35週を下らないものとする。

(授業科目)

第9条 本学において開設する授業科目を、教養科目及び専門科目に分類し、これらの科目における授業科目並びにその単位数及び学修時間(卒業研究を除く。)は、次に定めるとおりとする。

(1) 教養科目 別表第1のとおり

(2) 専門科目

- イ 国語国文学科 別表第2のとおり
- ロ 英語英文学科 別表第3のとおり
- ハ 日本史学科 別表第4のとおり
- ニ 社会情報学科 別表第5のとおり

第10条 前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる科目を置き、各科目における授業科目並びにその単位数及び学修時間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中学校教諭に関する科目 別表第7のとおり

(2) 司書に関する科目 別表第8のとおり

(3) 司書教諭に関する科目 別表第9のとおり

(4) 学芸員補に関する科目 別表第10のとおり

(授業の方法)

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。

4 第2項の授業を実施する場合についての必要な事項は別に定める。

第5章 履修方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業 (履修方法)

第11条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、履修の方法については、本章に定めるもののほか、別に定める。

(履修科目の登録)

第12条 学生は、毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

(単位取得の認定)

第13条 各授業科目の履修を修了した者に対しては、当該授業科目を担当する者が認定のうえ、単位を与える。

2 認定の方法については、別に定める。

3 試験等の評価は、特優、優、良、可及び不可をもって表わし、可以上を合格とする。

(他の教育施設等における授業科目の履修等)

第14条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修

得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（当該短期大学又は大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するものとして履修し修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第29条第2項又は第31条第2項の規定により入学を許可された場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第14条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(卒業の要件)

第17条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の各号に定めるところにより、62単位以上を修得しなければならない。

(1) 教養科目については、別表第1に定める授業科目のうち、学長が別に定める選択科目の単位を含め、12単位以上

(2) 専門科目については、それぞれ別表第2から別表第5までに定める授業科目のうち、必修科目及び学長が別に定める選択科目の単位を含め、40単位以上

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき62単位のうち、第10条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

3 学生が次の各号に該当する場合は、別に定めるところにより、その修得し、修得したものとみなされ、又は与えられた単位を、当該学生が前項の教養科目又は専門科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 在学する学科以外の学科の専門科目を履修し、当該専門科目の単位を修得した場合

(2) 第14条第1項の規定により、他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた場合

(3) 第15条第1項又は第16条第2項の規定により、単位を与えられた場合

(4) 第16条第1項の規定により、本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた場合

(卒業の認定及び学位)

第18条 学長は、本学に2年以上在学し、第17条に定める単位を修得した者について、教授会の議を経て、卒業を認定し、別に定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第6章 資格等の取得

(取得できる資格等の種類)

第19条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

学科	資格及び免許状の種類
国語国文学科	1 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定す

	<p>る普通免許状のうち中学校の教諭の二種免許状（以下「中学校教諭免許状」という。）（教科が国語であるもの）</p> <p>2 図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格（以下「司書資格」という。）</p> <p>3 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第2項に規定する司書教諭の講習を終了した者としての資格（以下「司書教諭資格」という。）</p>
英語英文学科	<p>1 中学校教諭免許状（教科が英語であるもの）</p> <p>2 司書資格</p> <p>3 司書教諭資格</p>
日本史学科	<p>1 中学校教諭免許状（教科が社会であるもの）</p> <p>2 司書資格</p> <p>3 司書教諭資格</p> <p>4 博物館法（昭和26年法律第285号）第6条第1項に規定する学芸員補となる資格（以下「学芸員補資格」という。）</p>
社会情報学科	司書資格

2 前項の規定にかかわらず、学長が大学運営上支障がないと認めるときは、在籍する学科以外の学科の区分に応じた資格及び免許状を取得することができる。

（資格等の取得）

第20条 中学校教諭免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）並びに小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）の規定に基づき、取得しようとする中学校教諭免許状の教科の区分に応じてそれぞれ別表第1から別表第4までに規定する授業科目のうちその取得に必要な授業科目並びに別表第7に規定する授業科目を履修して当該授業科目の単位を修得し、かつ、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わなければならない。

2 司書資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）の規定に基づき、別表第8に規定する授業科目を履修し、当該授業科目の単位を修得しなければならない。

3 司書教諭資格を取得しようとする者は、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）の規定に基づき、別表第9に規定する授業科目を履修して当該授業科目の単位を修得し、かつ、中学校教諭免許状を取得しなければならない。

4 学芸員補資格を取得しようとする者は、博物館法及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の規定に基づき、別表第10に規定する授業科目を履修し、当該授業科目の単位を修得しなければならない。

第7章 入学、退学、転学及び休学

（入学の時期）

第21条 本学の入学の時期は、毎学年の始めとする。

（入学資格）

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常課程により、12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在学教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号に規定する者
- (6) 学校教育法施行規則第150条第4号に規定する文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号。以下「試験規則」という。）に基づく高等学校卒業程度認定試験に合格した者（試験規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に基づく大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 相当の年齢に達した者で、本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学志願の手続）

第23条 本学に入学を志願する者は、入学志願書に学長が別に定める書類及び入学考査料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第24条 入学を志願した者については、学長が別に定めるところにより、選考を行う。

2 前項の選考においては、教授会の議を経ることとする。

（入学手続及び入学許可）

第25条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続を完了した者に、入学を許可する。

（誓約書等の提出）

第26条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書に学長が別に定める書類を添えて、本学の指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、学生の保護者とする。ただし、学生が成年者又は学長が別に定める者である場合にあっては、学生に関する一切の責任を負うことのできる成年者とする。

（休学）

第27条 疾病その他やむを得ない事情により、引き続き2か月以上修学することのできないときは、保証人連署の休学願書を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の休学のうち、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、修学が不相当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

4 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認めて学長が許可した場合は、1年を超えて引き続き更に1年まで延長することを妨げない。

5 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

6 休学の期間は、在学年数に算入しない。

（復学）

第28条 休学期間満了のとき又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許

可を得て復学することができる。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、休学期間であってもその事由が消滅したと認められるときは、復学を命ずることができる。

3 前2項の手続は、学長が行う。

(退学及び再入学)

第29条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願書を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の退学をした者で退学後1年以内に入学を申し出たものに対して、学長は、選考のうえ入学を許可することができる。

(除籍)

第30条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当したときは、除籍する。

(1) 第4条第2項に規定する在学年数を超えた者

(2) 第27条に規定する休学期間を超えた者

(3) 死亡し、又は行方不明となった者

(4) 第34条に規定する授業料の納付を怠り、督促しても、なお納付しない者

(転学及び転入学)

第31条 本学から他大学に転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から転入学を希望する者があるときは、学長は、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

3 前項の場合において、転入学前に取得した単位の一部又は全部を本学における授業科目の単位に通算することがある。

第8章 賞罰

(表彰)

第32条 学生として表彰すべき行為があったときは、学長は、その者を表彰する。

(罰則)

第33条 本学の学則に違反し、又は本学の学生としてふさわしくない行為があったときは、学長は、その者を懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第34条 本学における授業料、入学料、入学考査料及び寄宿料は、別に定める。

第10章 職員組織、教授会及び名誉教授

(職員組織)

第35条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教授
- (4) 准教授
- (5) 講師
- (6) 助教
- (7) 助手
- (8) 事務職員
- (9) その他の職員

2 本学に学生部長を置き、本学の教授をもって充てる。

(教授会)

第36条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、専任の講師及び助教をもって組織する。

3 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) その他本学の教育研究に関する重要事項

4 その他教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

第37条 本学における教育研究活動について協議するため、必要に応じ、教員会議を置くことができる。

2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第38条 本学は、学長、副学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 学生部及び事務局

(学生部)

第39条 本学に補導及び厚生を担当する職員の組織として、学生部を置く。

2 学生部に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第40条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 図書館及び研究所

(図書館)

第41条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(研究所)

第42条 本学に生活文化研究所を置く。

2 生活文化研究所に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 科目等履修生、特別聴講生及び公開講座

(科目等履修生)

第43条 本学において開設する授業科目中、1科目又は数科目を選んで履修しようとする者があるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、教授会の議を経て、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。この場合においては、第13条の規定を準用する。

3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第44条 他の大学等との協定等に基づき、本学において開設する授業科目中、1科目又は数科目を選んで履修しようとする当該大学等の学生があるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、教授会の議を経て、学長は、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、特別聴講生について準用する。

(公開講座)

第45条 本学に公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の開放)

第46条 学長は、必要と認めるときは、本学において行う授業の一部を本学の学生以外の者に開放することができる。

2 前項の規定による授業の開放に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 寄宿舍

(寄宿舍)

第47条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 委任

(委任)

第48条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県立大学条例を廃止する条例（平成21年3月山形県条例第31号）による廃止前の山形県立大学条例（昭和39年3月山形県条例第39号）第1条に規定する山形県立米沢女子短期大学（以下「旧短大」という。）に在学し、施行日以後において引き続き本学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間（以下「授業科目等」という。）については、旧短大の学則の例による。

- 3 施行日以後において本学に転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、その者の属する学年に在学する者の例による。

附 則（平成22年3月26日学則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、平成22年度以後において山形県立米沢女子短期大学（以下「短大」という。）に入学する者（次項に規定する転入学者等を除く。）について適用する。
- 3 この学則の施行の日の前日において短大に在学する者及び転入学者等（平成22年度以後において転入学等により当該在学する者の属する学年に在学することとなる者をいう。）に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月22日学則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、平成23年度以後において山形県立米沢女子短期大学（以下「短大」という。）に入学する者（次項に規定する転入学者等を除く。）について適用する。
- 3 この学則の施行の日の前日において短大に在学する者及び転入学者等（平成23年度以後において転入学等により当該在学する者の属する学年に在学することとなる者をいう。）に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月19日学則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、平成24年度以後において山形県立米沢女子短期大学（以下「短大」という。）に入学する者（次項に規定する転入学者等を除く。）について適用する。
- 3 この学則の施行の日の前日において短大に在学する者及び転入学者等（平成24年度以後において転入学等により当該在学する者の属する学年に在学することとなる者をいう。）に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正前の別表第2中

「

漢文学特講		2		30	
-------	--	---	--	----	--

」とあるのは、

「

漢文学特講		2		30	
漢文学特講二		2		30	

」とする。

附 則（平成25年4月1日学則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日の前日において山形県立米沢女子短期大学（以下「短大」という。）に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成25年度

以後において転入学等により当該在学者の属する学年に在学することとなる者（以下「転入学者等」という。）及び平成25年度以後において短大に入学する者について適用する。

- 3 改正後の別表第5の規定は、平成25年度以後において短大に入学する者について適用し、在学者及び転入学者等に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、改正後の別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年10月9日学則第2号）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日において山形県立米沢女子短期大学に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月20日学則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の規定は、平成26年度以後において山形県立米沢女子短期大学（以下「短大」という。）に入学する者（次項に規定する転入学者等を除く。）について適用する。
 - 3 この学則の施行の日の前日において短大に在学する者及び転入学者等（平成26年度以後において転入学等により当該在学する者の属する学年に在学することとなる者をいう。）に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日学則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の規定は、平成27年度以後において山形県立米沢女子短期大学（以下「短大」という。）に入学する者（転入学者等（平成27年度以後において転入学等により当該在学する者の属する学年に在学することとなる者をいう。以下同じ。）を除く。）について適用する。ただし、改正後の第27条の規定は、転入学者等について適用する。
 - 3 この学則の施行の日の前日において短大に在学する者及び転入学者等に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正前の別表第1中

「 | 人間発達論 | | 2 | 30 | 」とあるのは、

「 | 人間発達論 | | 2 | 30 |
| 芸術学 | | 2 | 30 | 」とする。

附 則（平成28年4月1日学則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の規定は、平成28年度以後において山形県立米沢女子短期大学（以下「短大」という。）に入学する者（次項に規定する転入学者等を除く。）について適用する。
 - 3 この学則の施行の日の前日において短大に在学する者及び転入学者等（平成28年度

以後において転入学等より当該在学する者の属する学年に在学することとなる者をいう。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年4月1日学則第1号)

(施行期日)

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、平成29年度以後において山形県立米沢女子短期大学(以下「短大」という。)に入学する者(次項において規定する転入学者等を除く。)について適用する。

3 この学則の施行の日の前日において短大に在学する者及び転入学者等(平成29年度以後において転入学等より当該在学する者の属する学年に在学することとなる者をいう。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成30年4月1日学則第2号)

(施行期日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山形県立米沢女子短期大学学則(以下「新学則」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成30年度以後において本学に入学する者(附則第4項に規定する転入学者等を除く。)について適用する。

3 この学則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本学に在学する者(以下「在学者」という。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間(別表第7の規定に係るものを除く。)については、新学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新学則別表第1の規定中応用情報処理演習Ⅲに係る部分及び新学則別表第2の規定中漢文学専門ゼミ二に係る部分は、在学者についても適用する。

4 転入学者等(施行日以後において本学に転入学又は再入学をした者をいう。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、当該転入学者等の属する学年に在学する者の例による。

附 則(平成31年4月1日学則第2号)

(施行期日)

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山形県立米沢女子短期大学学則(以下「新学則」という。)別表第1、別表第2、別表第4、別表第5及び別表第7の規定は、平成31年度以後において本学に入学する者(附則第4項に規定する転入学者等を除く。)について適用する。

3 この学則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本学に在学する者(以下「在学者」という。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、新学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新学則別表第1の規定中ライフ・キャリアデザイン及び現代社会キャリア形成に係る部分は、在学者についても適用する。

4 転入学者等(施行日以後において本学に転入学又は再入学をした者をいう。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、当該転入学者等の属する学年に在学する

者の例による。

附 則(令和2年4月1日学則第1号)

(施行期日)

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山形県立米沢女子短期大学学則(以下「新学則」という。)別表第1、別表第2及び別表第5の規定は、令和2年度以後において本学に入学する者(附則第4項に規定する転入学者等を除く。)について適用する。

3 この学則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本学に在学する者(以下「在学者」という。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、新学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新学則別表第2の規定中古文書学演習に係る部分は、在学者についても適用する。

4 転入学者等(施行日以後において本学に転入学又は再入学をした者をいう。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、当該転入学者等の属する学年に在学する者の例による。

附 則(令和3年4月1日学則第2号)

(施行期日)

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山形県立米沢女子短期大学学則(以下「新学則」という。)別表第2及び別表第5の規定は、令和3年度以後において本学に入学する者(附則第4項に規定する転入学者等を除く。)について適用する。

3 この学則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本学に在学する者(以下「在学者」という。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、新学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新学則別表第2の規定中論理と表現、日本語文化論Ⅱ、現代文化論に係る部分は、在学者についても適用する。

4 転入学者等(施行日以後において本学に転入学又は再入学をした者をいう。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、当該転入学者等の属する学年に在学する者の例による。

附 則(令和4年4月1日学則第1号)

(施行期日)

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山形県立米沢女子短期大学学則(以下「新学則」という。)別表第3の規定は、令和4年度以後において本学に入学する者(附則第4項に規定する転入学者等を除く。)について適用する。

3 この学則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本学に在学する者(以下「在学者」という。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、新学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 転入学者等(施行日以後において本学に転入学又は再入学をした者をいう。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、当該転入学者等の属する学年に在学する者の例による。

附 則(令和5年4月1日学則第2号)

(施行期日)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山形県立米沢女子短期大学学則(以下「新学則」という。)別表第4、別表第5及び別表第7の規定は、令和5年度以後において本学に入学する者(附則第4項に規定する転入学者等を除く。)について適用する。
- 3 この学則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本学に在学する者(以下「在学者」という。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、新学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新学則別表第7の規定中ICT活用の理論と方法及び教育相談に係る部分は、在学者についても適用する。
- 4 転入学者等(施行日以後において本学に転入学又は再入学をした者をいう。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、当該転入学者等の属する学年に在学する者の例による。

附 則(令和6年3月5日学則第2号)

(施行期日)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山形県立米沢女子短期大学学則(以下「新学則」という。)別表第2及び別表第4の規定は、令和6年度以後において本学に入学する者(附則第4項に規定する転入学者等を除く。)について適用する。
- 3 この学則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本学に在学する者(以下「在学者」という。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、新学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新学則別表第2の規定中日本語教育概論に係る部分は、在学生についても適用する。
- 4 転入学者等(施行日以後において本学に転入学又は再入学をした者をいう。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、当該転入学者等の属する学年に在学する者の例による。

別表第1

教養科目

授業科目	単位数		学修時間 (時間)
	必修	選択	
〔総合の分野〕			
総合教養講座		2	30
教養ゼミ	2		30
キャリア実践講座		1	15
ライフ・キャリアデザイン		2	30
現代社会とキャリア形成		2	30
〔教養の分野〕			
心理学		2	30
日本国憲法		2	30
国際関係論		2	30
現代社会論		2	30
ジェンダー論		2	30
健康と栄養		1	15
芸術学		2	30
〔情報の分野〕			
情報処理演習Ⅰ		2	30
情報処理演習Ⅱ		2	30
応用情報処理演習Ⅰ		2	30
応用情報処理演習Ⅱ		2	30
応用情報処理演習Ⅲ		2	30
〔外国語の分野〕			
英語一		2	30
英語二		2	30
英語三		2	30
英語四		2	30
英語五		2	30
英語六		2	30
英語七		2	30
英語八		2	30
英語九		2	30
英会話A		2	30
英会話B		2	30
英会話C		2	30
英会話D		2	30
フランス語一		2	30
フランス語二		2	30
フランス語三		2	30
フランス語四		2	30

中国語一		2	30
中国語二		2	30
中国語三		2	30
中国語四		2	30
異文化理解実習 〔保健体育の分野〕		1	30
スポーツ実技一		1	30
スポーツ実技二		1	30
スポーツ実技三		1	30
スポーツ実技四		1	30
スポーツ実技五		1	30
スポーツ実技六		1	30
スポーツ実技七		1	30
スポーツ実技八		1	30
スポーツ実技九		1	30
スポーツ実技十		1	30
スポーツ文化論		2	30
健康理論		1	15

別表第2

専門科目（国語国文学科）

授業科目	単位数		学修時間 (時間)
	必修	選択	
国文学概論	2		30
国語学概論		2	30
日本語教育概論		2	30
古典文学史		2	30
近現代文学史		2	30
古典文学基礎演習ⅠA		2	30
古典文学基礎演習ⅠB		2	30
古典文学基礎演習ⅡA		2	30
古典文学基礎演習ⅡB		2	30
古典文学基礎演習ⅢA		2	30
古典文学基礎演習ⅢB		2	30
近現代文学基礎演習ⅠA		2	30
近現代文学基礎演習ⅠB		2	30
近現代文学基礎演習ⅡA		2	30
近現代文学基礎演習ⅡB		2	30
国語学基礎演習A		2	30
国語学基礎演習B		2	30
日本語教育論基礎演習A		2	30

日本語教育論基礎演習 B	2	30
論理と表現	2	30
音声表現法 A	2	30
音声表現法 B	2	30
古典文学講読 I	2	30
古典文学講読 II	2	30
古典文学講読 III	2	30
古典文学作品研究 I	2	30
古典文学作品研究 II	2	30
古典文学作品研究 III	2	30
古典文学特講 I	2	30
古典文学特講 II	2	30
近現代文特講 III	2	30
近現代文学講読 I	2	30
近現代文学講読 II	2	30
近現代文学作品研究 I	2	30
近現代文学作品研究 II	2	30
近現代文学特講 I	2	30
近現代文学特講 II	2	30
日本語文化論	2	30
日本語運用スキルアップゼミ	2	30
国語資料講読	2	30
国語学特講	2	30
日本語文書・表現プログラム	2	30
漢文学概説	2	30
漢文学講読	2	30
漢文学作品研究	2	30
漢文学専門ゼミ I	2	30
漢文学専門ゼミ II	2	30
漢文学特講	2	30
古典文学演習 I A	2	30
古典文学演習 I B	2	30
古典文学演習 II A	2	30
古典文学演習 II B	2	30
近現代文学演習 I A	2	30
近現代文学演習 I B	2	30
近現代文学演習 II A	2	30
近現代文学演習 II B	2	30
国語学演習 A	2	30
国語学演習 B	2	30
日本語教育論演習 A	2	30
日本語教育論演習 B	2	30

図書館文化論演習 A	2	30
図書館文化論演習 B	2	30
教育文化論演習 A	2	30
教育文化論演習 B	2	30
書道	4	60
伝統文化論	2	30
有職故実	2	30
民俗学概説	2	30
山形の郷土資料と文学	2	30
現代文化論	2	30
東洋思想	2	30
現代社会と教育問題	2	30
古文書学	2	30
古文書学演習	2	30
日本古代社会の歴史	2	30
日本中世社会の歴史	2	30
日本近世社会の歴史	2	30
日本文化史	2	30
視覚文化論	2	30
卒業研究	4	

別表第 3

専門科目（英語英文学科）

授業科目	単位数		学修時間 (時間)
	必修	選択	
基礎英語表現 I	2		30
基礎英語表現 II	2		30
発展英語表現 I		2	30
発展英語表現 II		2	30
英会話 I	2		30
英会話 II	2		30
リーディング I		2	30
リーディング II		2	30
リーディング III		2	30
リーディング IV		2	30
ライティング I		2	30
ライティング II		2	30
リスニング I		2	30
リスニング II		2	30
TOEICリスニング I		2	30
TOEICリスニング II		2	30

英文法Ⅰ	2	30
英文法Ⅱ	2	30
時事英語	2	30
イギリス文学史	2	30
アメリカ文学史	2	30
イギリス文学作品研究	2	30
アメリカ文学作品研究	2	30
英米児童文学作品研究	2	30
英米文学講読	2	30
英米文学基礎演習Ⅰ	2	30
英米文学基礎演習Ⅱ	2	30
英米文学演習Ⅰ	4	60
英米文学演習Ⅱ	4	60
英語学基礎演習Ⅰ	2	30
英語学基礎演習Ⅱ	2	30
英語学演習Ⅰ	4	60
英語学演習Ⅱ	4	60
英語学入門Ⅰ	2	30
英語学入門Ⅱ	2	30
英語学入門Ⅲ	2	30
英語学講読	2	30
英米文化論	2	30
西洋史	2	30
日本文化論	2	30
異文化理解	2	30
異文化コミュニケーション	2	30
異文化理解基礎演習	2	30
異文化コミュニケーション基礎演習	2	30
英語コミュニケーション基礎演習	2	30
異文化理解演習	4	60
異文化コミュニケーション演習	4	60
英語コミュニケーション演習	4	60
卒業研究	4	

別表第4

専門科目（日本史学科）

授業科目	単位数		学修時間 (時間)
	必修	選択	
日本史概説1	2		30
日本史概説2	2		30
日本史概説3	2		30

日本史概説 4	2		30
日本文化史概説		2	30
人文地理学概説		2	30
外国史 1		2	30
外国史 2		2	30
古文書学 1	2		30
古文書学 2	2		30
古文書学 3		2	30
史学実習 1	1		45
史学実習 2	1		45
日本史講読 1 A		2	30
日本史講読 2 A		2	30
日本史講読 3 A		2	30
日本史講読 4 A		2	30
日本史講読 5 A		2	30
地理学講読 A		2	30
日本史講読 1 B		2	30
日本史講読 2 B		2	30
日本史講読 3 B		2	30
日本史講読 4 B		2	30
日本史講読 5 B		2	30
地理学講読 B		2	30
日本史特殊研究 1 A		2	30
日本史特殊研究 2 A		2	30
日本史特殊研究 3 A		2	30
日本史特殊研究 4 A		2	30
日本史特殊研究 5 A		2	30
地理学特殊研究 A		2	30
日本史特殊研究 1 B		2	30
日本史特殊研究 2 B		2	30
日本史特殊研究 3 B		2	30
日本史特殊研究 4 B		2	30
日本史特殊研究 5 B		2	30
地理学特殊研究 B		2	30
日本史演習 1 A		2	30
日本史演習 2 A		2	30
日本史演習 3 A		2	30
日本史演習 4 A		2	30
日本史演習 5 A		2	30
地理学演習 A		2	30
日本史演習 1 B		2	30
日本史演習 2 B		2	30

日本史演習 3 B		2	30
日本史演習 4 B		2	30
日本史演習 5 B		2	30
地理学演習 B		2	30
女性史 1		2	30
女性史 2		2	30
考古学概説		2	30
民俗学概説		2	30
歴史考古学		2	30
生活文化史		2	30
国際交流史		2	30
地理学特論		2	30
自然地理学		2	30
地誌学		2	30
法律学		2	30
政治学		2	30
社会学		2	30
経済学		2	30
倫理学		2	30
哲学		2	30
宗教学		2	30
思想史		2	30
卒業研究	4		

別表第 5

専門科目（社会情報学科）

授業科目	単位数		学修時間 (時間)
	必修	選択	
行動科学概論	2		30
情報社会論	2		30
ウェブデザイン入門	2		30
統計学入門	2		30
社会学		2	30
社会ネットワーク論		2	30
地域社会学		2	30
社会調査演習		2	30
環境社会学		2	30
社会心理学		2	30
集合行動論		2	30
社会心理学演習		2	30
政治心理学		2	30

認知心理学	2	30
経済学入門	2	30
ファイナンス論	2	30
ファイナンス演習	2	30
簿記会計演習	4	60
電子商取引概論	2	30
情報セキュリティ論	2	30
経営学入門	2	30
経営情報論（D X 論）	2	30
経営管理論	2	30
経営情報演習	2	30
メディア文化論	2	30
メディア表現論	2	30
視覚文化論	2	30
メディア制作演習	2	30
メディアリテラシー	2	30
応用データ分析	2	30
情報コミュニケーション	2	30
データ分析入門	2	30
データベース概論	2	30
I T 概論	2	30
プログラミング 1	2	60
プログラミング 2	2	60
基礎ゼミ一	2	30
基礎ゼミ二	2	30
基礎ゼミ三	2	30
基礎ゼミ四	2	30
基礎ゼミ五	2	30
基礎ゼミ六	2	30
基礎ゼミ七	2	30
専門ゼミ一	4	60
専門ゼミ二	4	60
専門ゼミ三	4	60
専門ゼミ四	4	60
専門ゼミ五	4	60
専門ゼミ六	4	60
専門ゼミ七	4	60
専門ゼミ八	4	60
専門ゼミ九	4	60
卒業研究	2	

別表第7

中学校教諭に関する科目

授業科目	単位数		学修時間 (時間)
	必修	選択	
教職概論	2		30
教育原理	2		30
発達と学習	1		16
特別支援教育論	1		16
教育の制度と教育課程	2		30
教科教育法（国語・英語・社会）	2		30
道徳教育論	1		16
特別活動・総合的な学習の時間	2		30
教育方法論	1		16
I C T活用の理論と方法	1		16
生徒指導・進路指導論	2		30
教育相談論	1		16
教職実践演習（中学校教諭）	2		30
中学校教育実習	4		120
事前・事後指導（中学校教諭）	1		45

別表第8

司書に関する科目

授業科目	単位数	学修時間
		(時間)
生涯学習概論	2	30
図書館概論	2	30
図書館制度・経営論	2	30
図書館情報技術論	2	30
図書館サービス概論	2	30
情報サービス論	2	30
児童サービス論	2	30
情報サービス演習A	1	30
情報サービス演習B	1	30
図書館情報資源概論	2	30
情報資源組織論	2	30
情報資源組織演習（目録）	1	30
情報資源組織演習（分類）	1	30
文献情報学	2	30

別表第9

司書教諭に関する科目

授業科目	単位数	学修時間 (時間)
学校経営と学校図書館	2	30
学校図書館メディアの構成	2	30
学習指導と学校図書館	2	30
読書と豊かな人間性	2	30
情報メディアの活用	2	30

別表第10

学芸員補に関する科目

授業科目	単位数	学修時間 (時間)
生涯学習概論	2	30
博物館概論	2	30
博物館経営論	2	30
博物館資料論	2	30
博物館資料保存論	2	30
博物館展示論	2	30
博物館情報・メディア論	2	30
博物館教育論	2	30
博物館実習一	1	45
博物館実習二	2	90

別表第11 削除